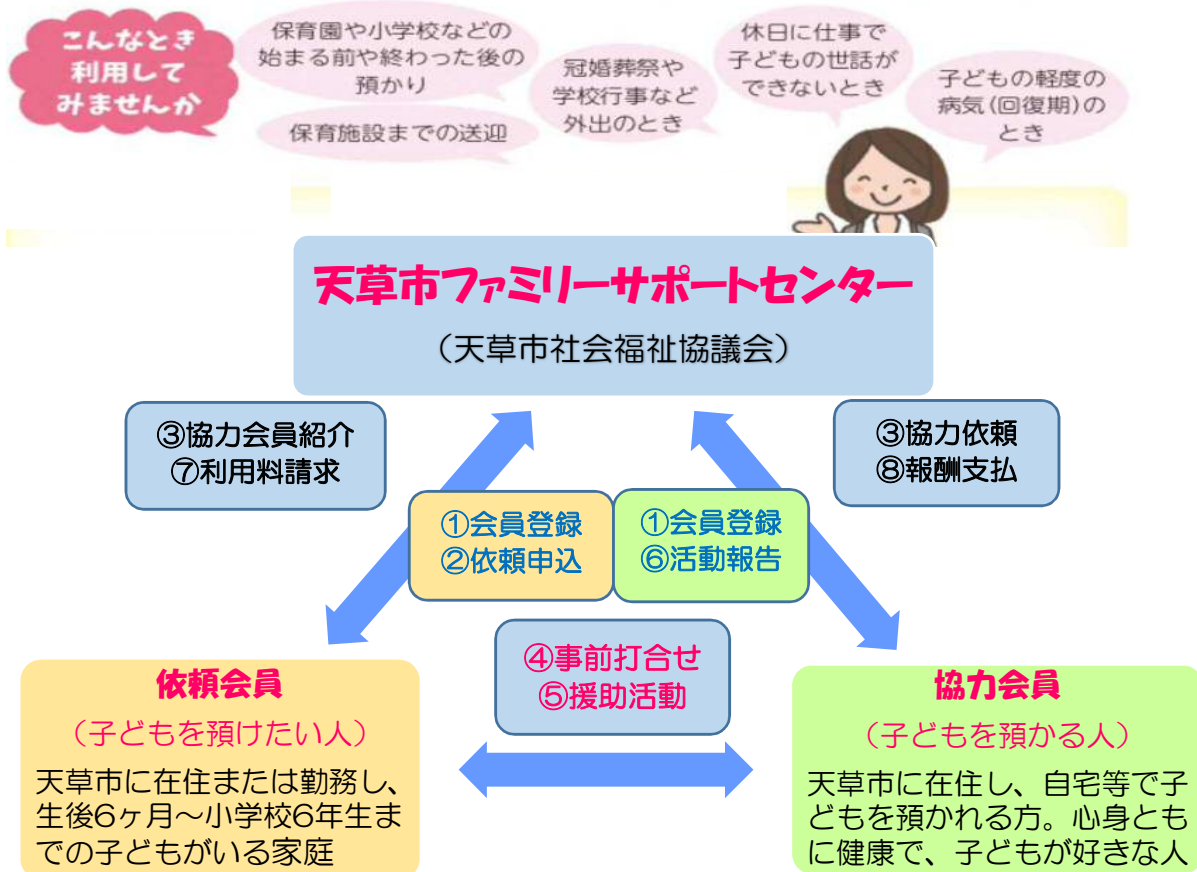


天草市ファミリーサポートセンター事業 会員募集

天草市ファミリーサポートセンターは、「育児を手伝ってほしい人(依頼会員)」と「育児を応援したい人(協力会員)」が会員となって地域で子育ての助け合いを行う相互援助組織です。



利用料金

| 区分 | 利用時間 | 依頼会員利用料金(1時間あたり) | |
|-----|---------------------------|------------------|------|
| | | (1) | (2) |
| 通常 | 月曜日～金曜日 午前7時～午後8時まで | 300円 | 100円 |
| | 月曜日～金曜日 午後8時～午後10時まで | 350円 | 100円 |
| | 土曜日・日曜日及び祝日 午前7時から午後10時まで | 350円 | 100円 |
| 病後児 | 月曜日～金曜日 午前8時～午後6時まで | 450円 | 200円 |

※依頼会員の利用料金(2)は、生活保護世帯、住民税非課税世帯、児童扶養手当受給水準に該当する世帯、ダブルケア負担の世帯(育児と親等の介護を同時に行っている世帯をいう。)、障がい児のいる世帯または多胎児のいる世帯(いずれも天草市に住民票を有する世帯に限る。)です。

その他の世帯は、(1)の料金となります。

※詳細については、裏面をご覧ください。

依頼会員の利用料金(2)の対象者等については次のとおりです。

- ①生活保護世帯
生活保護を受給されている世帯
 - ②住民税非課税世帯
会員となっている方の世帯が非課税
 - ③児童扶養手当受給水準の世帯（ひとり親家庭等）
会員となっている方が、児童扶養手当証書やひとり親家庭等医療費受給者証をお持ちの場合などに該当します。なお、児童扶養手当証書やひとり親家庭等医療費受給者証をお持ちでない方も対象となる場合がありますので、下記問い合わせ先までお問い合わせください。
 - ④ダブルケア負担の世帯
子育てと親等の介護を同時に行っている世帯
 - ⑤障がい児のいる世帯
障害者手帳をお持ちの世帯または特別児童扶養手当を受給している世帯
※手帳をもたないか手当等を受給していない場合は、天草市のサービスを受けていれば対象となる場合があります。
 - ⑥多胎児のいる世帯
双子や三つ子などがいる世帯
- ※①～⑥以外の世帯は、利用料金（１）の金額となります。
※④～⑥の世帯は、R3.4月利用分から適用されます。

○利用の手続き

- ☆新規会員の方
会員登録と併せて手続きを行います。
- ☆すでに会員となっている方
同意書などの必要書類を提出していただく必要があります。

・必要なもの

| 対象者 | 同意書 | その他の書類 |
|-------------------------------------|-----|---|
| ①生活保護世帯 | ○ | 生活保護受給者証 |
| ②住民税非課税世帯 ※毎年6月に更新 | ○ | 登録申請の時期が、 1月から5月までは、前の年の1月1日時点 6月から12月までは、その年の1月1日時点において、 ・天草市に住民票があった方→課税証明書（世帯分） ・天草市に住民票がなかった方 →上記の時点でお住まいだった市町村長が証明した非課税であることが分かる書類（世帯分） |
| ③児童扶養手当受給水準の世帯（ひとり親家庭等） ※毎年11月更新 | ○ | ・児童扶養手当証書またはひとり親家庭等医療費受給者証 ・上記をお持ちでない方は、下記問合せ先までお問い合わせください。 |
| ④ダブルケア負担の世帯 | ○ | ・ダブルケア申告書 |
| ⑤障がい児のいる世帯 | ○ | ・障害者手帳、特別児童扶養手当等を受給していることを証明する書類 |
| ⑥多胎児のいる世帯 | ○ | |

※②の「天草市に住民票がなかった方」及び④の世帯以外は、その他の書類は不要です。

【申込み／問い合わせは】

天草市社会福祉協議会(☎32-2552) または 社協各支所へ